

議案第 8 1 号

令和 5 年度小松島市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度小松島市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 3, 2 0 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 0 2 5, 6 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 4 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,857,250	84,923	3,942,173
	1 地方交付税	3,857,250	84,923	3,942,173
14 使用料及び手数料		246,266	1,200	247,466
	1 使用料	164,882	1,200	166,082
15 国庫支出金		3,570,001	181,207	3,751,208
	1 国庫負担金	2,222,488	43,436	2,265,924
	2 国庫補助金	1,338,162	137,771	1,475,933
16 県支出金		1,360,972	7,053	1,368,025
	2 県補助金	458,605	9,897	468,502
	3 県委託金	105,205	△2,844	102,361
18 寄附金		125,100	10	125,110
	1 寄附金	125,100	10	125,110
21 諸収入		274,901	2,700	277,601
	6 雑入	98,495	2,700	101,195
22 市債		1,209,223	126,112	1,335,335
	1 市債	1,209,223	126,112	1,335,335
歳入	合 計	16,622,476	403,205	17,025,681

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,408,412	797	1,409,209
	1 総務管理費	1,003,811	797	1,004,608
3 民生費		6,882,924	24,951	6,907,875
	1 社会福祉費	2,552,775	2,220	2,554,995
	2 老人福祉費	778,016	3,060	781,076
	3 児童福祉費	2,185,326	18,887	2,204,213

	6 人 権 対 策 費	101,185	784	101,969
4 衛 生 費		1,828,007	134,538	1,962,545
	1 保 健 衛 生 費	792,371	71,151	863,522
	2 清 掃 費	1,035,636	63,387	1,099,023
6 農 林 水 産 業 費		400,379	△2,792	397,587
	1 農 業 費	397,759	△2,792	394,967
8 土 木 費		2,164,517	138,673	2,303,190
	3 道 路 橋 梁 費	368,068	18,824	386,892
	7 都 市 計 画 費	1,161,453	119,849	1,281,302
9 消 防 費		524,424	8,789	533,213
	1 消 防 費	524,424	8,789	533,213
10 教 育 費		1,348,814	98,249	1,447,063
	3 中 学 校 費	41,116	1,650	42,766
	5 社 会 教 育 費	339,444	18,010	357,454
	8 学 校 給 食 費	235,403	78,589	313,992
歳 出	合 計	16,622,476	403,205	17,025,681

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
ごみ収集車購入費	令和6年度	10,500
ごみ収集業務現状分析業務委託料	令和6年度	4,356
市道整備事業 (立江77号線)	令和6年度	6,600
消防施設整備事業 (第14分団詰所外構工事)	令和6年度	3,000
公民館整備事業 (立江地区複合施設外構工事)	令和6年度	9,000
給食調理委託料	令和6年度	98,700

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
コミュニティ集会所整備事業債	200	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従うもの とする。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し若しくは繰上償還又は低 利に借換えすることができる。

2 変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
ごみ焼却施設整備事業債	110,900	1,500	112,400
清掃運搬施設整備事業債	6,900	△6,900	0
最終処分場整備事業債	100	21,900	22,000
市道整備事業債	108,500	34,900	143,400
河川等整備事業債	119,100	36,500	155,600
公園施設整備事業債	113,100	33,900	147,000
消防施設等整備事業債	94,300	6,100	100,400
社会教育施設等整備事業債	192,100	16,600	208,700
臨時財政対策債	91,623	△18,588	73,035